

責任判断における予見性の手がかり使用の発達

木下 芳子*

DEVELOPMENTAL DIFFERENCES IN THE USE OF
FORESEEABILITY IN RESPONSIBILITY JUDGMENTS

Yoshiko KINOSHITA

Two experiments were conducted to examine whether children would take into account the foreseeability of the outcomes an actor would accidentally produce in judging responsibility. The foreseeability was expected to differ according to situations connected with the event or according to the ability of the actor to foresee the effect of his conducts. Second, fourth and sixth grade children and undergraduates participated in the study. In Experiment 1, subjects were presented 10 stories in which an actor unintentionally caused a negative outcome. Subjects were asked to rate the degree of responsibility and foreseeability attributed to the actor. In Experiment 2, subjects were presented 5 pairs of stories. In each pair two actors of different age or different occupation were to cause the identical outcome. Subjects were asked to judge which person was more responsible and were asked to give reasons proving their judgements. Subjects of all age groups used the foreseeability of the situation in judgments. However, the 2nd graders and 4th graders would not infer the difference in actors' ability to foresee the outcomes when the difference was not explicit.

Key words: responsibility judgment, foreseeability, actor, attribution, age difference.

Piaget, J. (1932) のモデルにもとづく道徳判断の研究では、意図や結果の情報を体系的に変えることにより、それぞれの情報がいつ、どんな条件のもとで手がかりとされるかという、より分析的な方向で、多くの研究がなされてきた。これらの研究では、善悪判断に際して、結果の大きさにかかわらず、意図の情報によって判断することが、発達の到達点と考えられている (Gutkin, D. C. 1972)。しかし、客観的責任性を手がかりとした判断 (波多野・伊藤 1967) や同じ状況で同じ結果をひき起こした非意図的行動でも行為者のちがいにより、善悪判断が異なること (木下 1979) は、子どもが、意図や結果のみでなく、行為の行われた状況全体を考慮しながら判断していることを示していると思われる。

行為の責任 (responsibility) の帰属についての Heider, F. (1958) のモデルは、このような状況のちがいも考慮に入れたモデルとして、Piaget のものよりも、より詳しく、判断過程を扱い得るものと思われる。

Heider は、ある行為に対する責任の帰属は、その結果をひき起こす上で、環境がどのくらい寄与しているかによって変わると考えた。そして、環境の寄与を考慮に入れた程度によって、次の 5 つの判断のレベルを想定した。

Level I—何らかの仕方、その人と結びついていると考えられる結果全ての責任を帰する (Association), Level II—その人がひき起こした行為の結果に責任を帰する (Causality), Level III—偶然の出来事でも予見できる結果に責任を帰する (Foreseeability), Level IV—意図した行為の結果に責任を帰する (Intention), Level V—

* 埼玉大学 (Saitama University)

意図的行為でも環境の寄与のある場合は責任が軽くなる (Justification)。このモデルでは、レベルが上になるほど、行為者への責任の帰属は減り、環境への帰属が増している。また、意図と動機は、明確に区別され、意図は完全に行為者の内的なものとされるのに対し、動機は、外的側面をもつこと (例えば、正当防衛などの場合) が考慮されている。

Heider のレベルに関しては、Shaw, M.E. & Sulzer, J.L. (1964), Harris, B. (1977), Fincham, F. & Jaspars, J. (1979) などにより、発達の検討がなされている。年齢が上になるほど、5つの状況のちがいを明確に区別して判断することが一致して明らかにされているが、状況のちがいを区別する年齢については、必ずしも一致していない。

これらの研究でも、意図の有無は重要な手がかりとして、早い時期から用いられているが、意図しない行為でも、結果の予見性の有無が責任判断において、有力な手がかりとなるであろうという Heider の指摘は、きわめて重要である。たとえ、意図的にひき起こした結果でなくとも、そのような結果がひき起こされる可能性の大きな時の方が、結果が予測できなかった場合よりも、責任はより重く判断されるであろう。結果が防ぎ得なかったかどうか、不可抗力であったかどうかは、現実の社会問題でも、責任判断の1つの重要な手がかりになっている。しかしこの予見性の手がかり使用に関しては、これまでほとんど研究されていない。

本研究は、人の行為の責任判断において、結果の予見性という手がかりが、いつ頃から、どのくらい使用されるのかということ明らかにすることを目的としている。

結果の予見性については、2つの方向から考えられる。1つは、状況や行為のちがいの予見性のちがいである。同じ「坐る」という行為をした場合でも「ベンチはくされかかっていた」か「新しいベンチだった」という状況のちがいは、「ベンチがこわれるかもしれない」という結果を予見する上で有力な手がかりになる。また、同じ状況でも、もう少し、注意深く行動すれば、その結果をひき起こさずに済んだということはよくある。結果をひき起こす意図はなかったとしても、どのような行為をした為にその結果をひき起こしたかは問題とされるであろう。ここで、異なる状況で、同一行為をする場合の予見性と、同じ状況で異なった行為をする場合の予見性は、ともに、ある状況でのある行為が、結果をどのくらい生じ易いかにについての判断にかかわるとされる。本研究では、同じ状況で、異なった行為をする場合の責任と予見性の判断についてのみ扱うが、この場合の予見

性を、ここでは、「状況の予見性」とよぶことにする。

もう1つは、行為者に内在する予見性である。同じ状況で同じ行為をした場合でも、その結果を予見できると思われる者が行った場合の方が、予見できないと思われる者が行った場合よりも、重い責任が問われるであろう。このように、責任判断をするもの(第三者)が、行為者に対して、予見でき得るであろうとして帰属する予見能力を、ここでは「行為者の予見性」とよぶことにする。

「状況の予見性」も「行為者の予見性」も、いずれも、責任判断をする者の側の、その状況での結果の起こる可能性についての推測、行為者の能力という内的特性の推測などの認知的能力と関わっている。そのため、責任判断の手がかりとされるかどうかは、判断者の発達のレベルによって異なるだろう。具体的には、次の事が予想される。

仮説: 1. 非意図的行為により、同一の結果が生じた場合、その行為が、その結果を生じ易いかどうかによって、責任の判断は異なってくるであろう。結果の生じ易いと思われる(状況の予見性の高い)行為をした場合の方が、結果の生じにくいと思われる行為をした場合よりも、責任はより重く判断されるであろう。

2. 同じ状況で、同じ行為により非意図的にひき起こされた結果の責任は、行為者に対して推測された(帰属された)予見能力に応じて判断されるだろう。したがって、予見性が高いと推測された行為者の方が、予見性が低いと推測された行為者よりも、責任はより重いと判断されるであろう。すなわち、次のことが予想される。

2-1 行為者が子どもの時より、おとなの時の方が責任はより重く判断されるだろう。

2-2 行為者が年少児の時よりも、年長児の時の方が、責任はより重く判断されるだろう。

2-3 その領域での経験の豊かなもの(専門家、職業人)の方が、他のものよりも、責任は重く判断されるだろう。

3. しかし、状況自体が偶発的で、誰にとっても予測しがたい、予見性の低い場面では、行為者による責任の重さにちがいはなく、等しく判断されるであろう。

4. 「状況の予見性」のちがいは、日常経験などから、早い時期から気づいていると思われる。そのため、責任判断においても、判断の手がかりとして、早い時期から用いられるであろう。一方、「行為者の予見性」は、内在的予見能力の推測にかかわり、状況の予見性よりも気づかれにくいと思われる。したがって、責任判断において手がかりとされるのは、役割取得が一般的に可能になる小学校高学年(ここでは6年生)以後であろう。

研究 1.

方法

被験者：小学2年生78名（男40，女38）（7歳6か月～8歳6か月），4年生90名（男46，女44）（9歳6か月～10歳6か月），6年生80名（男36，女44）（11歳6か月～12歳6か月），大学生63名（男45，女18）。

刺激材料：状況の予見性——小学生の少年Bが，4つの場面で，非意図的に父親の大切にしているつぼを壊すという例話と各例話ごとに，主人公の責任，および結果の予見可能性を評定する5段階の評定尺度からなる質問紙。4つの場面は，①つぼの置かれた棚の前を通ったら，棚が揺れて，つぼが落ち割れた，②手にとって見ていて，落として割れた，③つぼの置かれた棚の前で，ボクシングの真似をしていたら，つぼが落ちて割れた，④音を聞こうとして，棒で叩いたら割れた，の4場面である。

行為者の予見性——ある人の行為とその結果について記述した例話10場面。それぞれ，年齢あるいは職業などで異なる人物が，類似した状況で同じ行為をし，同じ結果をひき起こす対の場面を成すもので，計5対。質問紙では，各対の例話はバラバラに配置されている。各例話ごとに，責任判断と予見性判断の評定尺度がつけられている。5対の場面は，次の原則で作られている。

予見性の低い状況（L）（行為者——おとな vs. 小学生），予見性（L）（専門（警官）vs. 一般），予見性の比較的高い状況*（H）（おとな vs. 小学生），予見性（H）（小学生 vs. 幼稚園児），予見性（H）（専門（医者）vs. 一般）。

具体的には，①そばを通ったら（棚・机）から物が落ちてこわれた（L），②古いベンチに坐ったら，ベンチが壊れた（L），③風の強い日に，ガラス戸の前に自転車を止めておいたら，風で倒れ，ガラスが割れた（H），④「～用」のブランコ，椅子にそれより大きい者が坐ったらこわれた（H），⑤指示がよくなかったため，子どもの頭痛が一層ひどくなった（H）の5対の場面。

評定尺度は，責任判断では0（全く責任ない）～4（完全にAの責任である）の5段階。予見性判断では，0（ぜんぜん予想できない）～4（完全に予想できる）の5段階で，小学生でもよく用いることばで，程度のちがいに明らかに差があるものを使用した**。

手続：状況の予見性と行為者の予見性の例話は，同じ冊子にとじられてある。実験は例話ごとに，実験者が読みあげて，責任判断をさせ，その後，例話の要点をくり

返して予見性判断をさせた。責任については，「どのくらい，この人のせいか，どのくらいいけないか」という意味***で説明した。予見性については，「この人が，ここを通ったら，花びんが落ちるかもしれないということが，どのくらいわかったと思うか，予想できたか」と説明し，予め別の場면을例にして理解させた。また，評定尺度の程度量のことば，その使用法も，別の場面で練習した後に，本課題を実施した。実験は，クラスごとに集団的に行われた。

補足資料

行為者の予見性に関して，特に，予見可能な時，専門がちがっても，同様の結果が得られるか，また，実験結果の再現性等を確かめるために，同じ原則で作られた4場面につき，別の被験者に実施したものを補助資料とした。場面は①公園の古いベンチに坐ったらこわれた（おとな vs. 子ども：L），②風の強い日に自転車を止めておいたら倒れ，ガラス戸を割った（おとな vs. 子ども：H），③「～用」のブランコにそれより年上のものが坐ったら，こわれた（小学生 vs. 幼稚園児：H），④公園の前の通りで自転車でスピードを出したら，子どもが出てきて，ぶつかった（警官 vs. 一般：H）。

被験者：小学2年生38名（7歳3か月～8歳3か月），4年生43名（9歳5か月～10歳5か月），大学生37名。男女はほぼ同数である。

実験はクラスごとに，集団的に実施された。2年生では，予見性の判断を省略した。

結果

1. 状況の予見性と責任の判断

予見性の異なる4場面での責任の評定値，予見性の評定値をTABLE 1に示す。4つの場面間の予見性は，4年で1つの場面对に有意差がなかった以外は，全年齢群で，どの場面間にも有意差があった。責任の評定値は，予見性が高くなる程高くなり，予見性で差の見られた場面間では責任評定でも有意差があった。責任の判断が，状況の予見性と関係があることをさらに確かめるため，各被験者の責任の評定値と予見性の評定値の相関（Pearson）をみた（TABLE 2）。4年生で1場面だけ相関が低かった（ $.05 < p < .10$ ）ところを除き，どの学年でも，全場面で両者の相関は有意であった。これらのことから，仮説の1は支持されたといえよう。また，状況の予見性については，2年生でも手がかりとして利用しているといえよう。

* 予見性が高いとは限らないが，予見可能な状況をここでは高（H）とした。

，* 予め，小学校低学年で理解度を調べた結果にもとづいた。

TABLE 1 各状況での責任および状況の予見性の平均評定値 (レンジ0-4)

学年 (N)	状況	前を通る	さわる	そばであ ばれる	棒でたた く
2年 (78)	責任 (SD)	1.92 ** (1.16)	2.56 ** (0.97)	2.85 ** (0.90)	3.23 (0.87)
	予見性 (SD)	0.94 ** (0.92)	1.57 ** (1.04)	1.89 ** (1.17)	2.14 (1.14)
4年 (90)	責任 (SD)	1.71 ** (1.28)	2.56 ** (1.10)	3.28 (0.92)	3.33 (0.92)
	予見性 (SD)	0.78 ** (0.93)	1.53 ** (1.20)	2.26 (1.17)	2.30 (1.35)
6年 (80)	責任 (SD)	1.50 ** (0.98)	2.58 ** (0.97)	3.36 * (0.82)	3.55 (0.76)
	予見性 (SD)	0.59 ** (0.79)	1.71 ** (1.18)	2.59 (1.09)	2.81 (1.29)
大学生 (63)	責任 (SD)	1.12 ** (0.81)	2.57 ** (0.98)	2.89 ** (0.92)	3.36 (0.83)
	予見性 (SD)	0.64 ** (0.69)	1.70 ** (1.10)	2.21 ** (1.02)	2.70 (1.20)

(隣り合う状況間の差) * P < .05 ** P < .01 (t検定)

2. 行為者の予見性と責任の判断

TABLE 3は、行為者の異なる場合の責任の判断と、各行為者の予見性の評定の平均値である*。各場面とも、対とされた行為者は、同じような状況で同じ行為をし、同じ結果を生じている。

提示された5場面の状況は、2場面(場面1と2)が、偶然性が高く結果が予見しにくい状況、3場面(場面3, 4, 5)が、比較的予見し得る状況として設定された。これらの場面が、実験者の意図した通り、状況の予見性においてちがいがあるかどうかを確かめるため、場面1と2(予見性が低い)と場面3と4と5(予見性が高い)の予見性の平均値を比較した。予見

* 各被験者ごとに、どちらの行為者に、より高い責任、予見性を帰属したかをみて、サイン検定したところ、t検定と同様の結果を得た。

TABLE 2 責任の帰属と状況の予見性の相関

状況 \ 学年 (N)	2年 (78)	4年 (90)	6年 (80)	大学生 (63)
通る	* .29	** .53	* .29	** .48
さわる	** .37	.19	** .50	** .51
そばで暴れる	* .29	** .40	** .51	** .54
棒でたたく	* .28	** .41	** .57	** .49

* P < .05 ** P < .01

性の低い場面、高い場面の予見性の評定値の平均は、それぞれ、2年で 1.04¹と 1.50 (t=5.65, p<.001), 4年で 0.84 と 1.62 (t=10.53, p<.001), 6年で 0.68 と 1.63 (t=14.39, p<.001), 大学生で、0.64 と 1.38 (t=10.12, p<.001) であり、有意な差があった。また、予見性の評定値は、行為者によっても異なるため、同じ行為者(小学生と一般のおとな)について、場面による予見性のちがいを比較したところ(すなわち、場面1と場面3, 4の小学生について、および場面1と2のおとな(一般人)と場面3と5のおとなについて)、いずれの行為者についても、各学年で、予見性が低いと想定された場合の方が、高いと想定された場合よりも、予見性の評定値は有意に

TABLE 3 各場面での責任および行為者の予見性の評定値 (レンジ0-4)

場面 (予見性) \ 行為者	1 (L)		2 (L)		3 (H)		4 (H)		5 (H)		
	おと な	小 学 生	専 門 警 官	一 般 人	おと な	小 学 生	小 学 生	幼 児	専 門 医 者	一 般 人	
2年 (78)	責任 (SD)	1.27 (0.77)	1.44 (0.89)	1.85** (1.02)	1.31 (0.86)	2.10 (1.00)	1.31 (1.33)	2.37** (1.16)	1.86 (0.88)	3.27** (0.84)	2.71 (0.99)
	予見性 (SD)	1.17 (0.90)	0.82 (0.98)	1.49** (1.16)	1.12 (0.90)	1.41 (1.07)	1.03 (0.94)	1.58** (1.16)	0.92 (0.96)	1.95 (1.30)	1.86 (1.29)
4年 (90)	責任 (SD)	1.41 (1.26)	1.57 (1.21)	1.52 (1.10)	1.32 (1.14)	2.24 (1.13)	2.29 (1.03)	2.64** (1.10)	2.22 (1.04)	3.27** (0.87)	3.00 (0.94)
	予見性 (SD)	0.74 (0.97)	0.71 (1.00)	1.10* (1.06)	0.82 (0.97)	1.51 (1.04)	1.48 (1.17)	1.70** (1.16)	1.06 (1.12)	2.03 (1.29)	1.98 (1.26)
6年 (80)	責任 (SD)	1.48* (1.20)	1.21 (0.88)	1.51** (1.16)	1.06 (1.01)	2.20** (1.02)	1.58 (0.99)	2.84** (1.08)	1.30 (0.95)	3.54** (0.81)	2.63 (1.11)
	予見性 (SD)	0.49 (0.86)	0.56 (1.82)	0.94 (1.95)	0.74 (0.79)	1.54** (1.02)	1.00 (0.96)	2.06** (1.30)	0.50 (0.93)	2.75** (1.26)	1.90 (1.25)
大学生 (63)	責任 (SD)	0.98 (0.87)	1.06 (0.81)	0.73** (0.75)	0.49 (0.72)	2.11** (0.99)	1.65 (0.95)	1.73* (1.31)	1.40 (1.06)	2.79** (1.17)	2.14 (1.05)
	予見性 (SD)	0.51 (0.67)	0.52 (0.59)	0.91* (0.93)	0.62 (0.55)	1.71** (0.97)	1.11 (0.90)	1.19** (1.08)	0.65 (0.81)	2.02* (1.25)	1.62 (0.91)

(行為者間の差) * P < .05 ** P < .01 (t検定)

TABLE 4 各行為者に対する責任の帰属と予見性の評定の相関

場面	予見性	学年 (N) 行為者	2年	4年	6年	大学生
			(78)	(90)	(80)	(63)
1	L	おとな	* .26	** .46	** .35	** .35
	L	小学生	** .39	** .49	** .39	** .45
2	L	専門 (警官)	** .47	** .44	** .34	** .55
	L	一般の人	** .44	* .25	** .53	.24
3	H	おとな	** .43	** .39	** .45	** .67
	H	小学生	.13	** .35	** .35	** .67
4	H	小学生	** .39	* .26	** .63	** .67
	H	幼児	.13	** .44	** .32	** .47
5	H	専門 (医者)	.05	.17	* .27	** .53
	H	一般の人	** .39	.19	** .50	** .50

** P<.05 * P<.01

低かった (小学生についての評定値の差, 2年-0.63, 4年-0.88, 6年-0.97, 大学生-0.63, おとなについての評定値の差, 2年-0.70, 4年-0.96, 6年-1.11, 大学生-1.10, いずれも $p<.001$)。以上の事から, 提示した場面は, 予見性に関して, 想定した通りの状況となっていたといえよう。

場面1と2は, ともに誰にとっても予見しにくい状況と仮定され, 予見性, 責任ともに行為者による差はないだろうと予想された。TABLE3では, 行為者がおとなと子どもの場合には, 6年を除き予想通りであるが, 専門家 (警官) と一般の人の場合には, 4年を除き行為者により責任の判断に差がみられ, 警官の方がより重い責任を帰属されている。各被験者の責任と予見性の評定値間の相関をTABLE4に示した。予見性の低い状況では, 大学生の一般の成人についての相関が低い ($.05 < p < .10$) ほかは, 有意な相関がみられた。状況の予見性が他の場面よりも低い場面2では, 責任の帰属も他の予見性の高い場面よりも低いものの, 警官には一般の人よりも, より高い予見性が帰属され, 責任も重くみられる傾向があるといえる。従って, 仮説の3は, 行為者の年齢差についてのみ支持されたといえる。

場面3, 4, 5は比較的予見できる状況と考えられ, 行為者によって予見性が異なって判断されるであろうと予想された。行為者の年齢のちがいについて (場面3, 4) みると, いずれも年長の行為者の方が予見性が高く評定され, 責任も重く判断されている。しかし, 小学生か幼稚園児かのちがいに関しては, ど

の学年でも有意差があったのに対し, 行為者がおとなか小学生かのちがいの場合には, 6年と大学生にのみ有意差がみられた。専門家 (医者) か一般人かのちがいに関しては, 責任の判断は医者の方がより重いとされたが, 2年生と4年生では, 予見性については差がみられなかった。TABLE4の相関係数でも, 6年, 大学生は予見性と責任の評定に比較的高い相関があったのに対し, 2年では, (場面3, 4, 5の) 6人中3人の行為者について, 4年では, 場面5の行為者2人について相関はみられない。これらの事から, 2年生と4年生では, 責任の判断が必ずしも, 予見性という点からはなされていないと思われる。したがって, 仮説2の評定のちがいに関しては支持され, 仮説4の手がかり使用の年齢差については, ここでは部分的に支持されたといえよう。

TABLE5は, 結果の一般性をみるために示された, 行為者や状況が一部異なる場面での結果である (補足資料)。ここでも, 予見性の低い状況では, 行為者の年齢のちがいによる責任帰属のちがいはないこと (仮説3の一部), 予見可能な状況では, 年齢が上なものの方が, より高い予見性が帰属され, 責任も重く判断されること (仮説2-1, 2-2), そのちがいが低学年ではみられないこと (仮説4) などに関して, TABLE3と同じ結果を得ている。一方, 専門家か一般人かのちがいに関しては, 自転車の事故の場面であるが, 経験の多い警官の方が高い予見性と責任が帰属されると予想され, 責任の評定では予想通りであった。しかし, 4年の予見性の評定値にはちがいがみられなかった。予見性と責任の評定の相関については, 大学生では1場面を除き, .50~.83の相関が

TABLE 5 責任および行為者の予見性の評定値 (補足資料)

レンジ (0-4)

予見性	学年	行為者 (N)	L		H		H		H	
			おとな VS. 小学生	小学生	おとな VS. 小学生	小学生	小学生 VS. 幼児	幼児	警官 VS. 一般	一般
2年	責任	(38)	1.18	1.32	2.08	1.71	2.53	2.76	2.55**	2.08
			(0.93)	(0.84)	(0.91)	(1.03)	(0.85)	(0.91)	(1.08)	(0.80)
4年	責任	(43)	1.91	2.09	2.74**	2.07	2.95**	2.12	3.42**	2.74
			(1.32)	(1.17)	(0.88)	(1.20)	(1.02)	(1.16)	(0.79)	(0.86)
大学	予見性	(37)	1.12	1.09	1.19**	0.51	1.56**	0.61	1.16	1.65
			(1.20)	(0.97)	(1.05)	(0.70)	(1.18)	(1.07)	(1.25)	(1.13)
大学	責任	(37)	0.77	0.73	2.64**	1.91	1.95*	1.14	3.14(*)	2.82
			(1.81)	(1.92)	(1.00)	(1.07)	(1.20)	(1.17)	(1.04)	(0.96)
大学	予見性	(37)	0.56	0.86	1.77**	0.96	1.67**	0.68	2.77*	2.41
			(0.86)	(0.83)	(0.92)	(1.13)	(1.02)	(0.78)	(0.92)	(1.22)

(行為者間の差) * $p < .05$ ** $p < .01$ (t検定) (*) はサイン検定のみに有意

みられたのに対し、4年生では、行為者が小学生と幼児の時に相関があった外は、有意な相関はみられなかった。

研究 2.

研究1の結果から、予見性が責任判断の1つの手がかりになっていること、行為者の予見能力のような手がかりは、年長の被験者では用いられているが、低学年では、使われにくいこと、専門家については、予見能力とは別の手がかりが用いられているらしいことが明らかにされた。しかし、研究1では、ひとりひとりの行為者の責任と予見性を評定させ、その値を比較するという方法をとったため、各被験者の判断の理由などを直接知ることはできなかった。そこで、ここでは、実際に、責任の判断に際して、予見能力という手がかりが用いられているのかどうかを確かめるために、Piaget 型の研究方法にならない、2人の行為者を比較させるという方法で次の調査を実施した。ここでは、責任帰属の相対の高さを知る事よりも、判断で用いられる手がかりを特定することが主な目的であるため、2人の行為者の非意図的行為、結果は同じであるが、状況を若干変えるなどにより、不自然さや、場面の強制 (demand characteristics) が少なくなるように配慮した。

方法

被験者：小学4年生35名(男16, 女19)(9歳8か月~10歳8か月), 6年生41名(男16, 女25)(11歳7か月~12歳7か月), 大学生39名(男12, 女27)。

材料：研究1の場面にもとづいて作られた、年齢または専門性(職業)の異なる2人の行為者の例話対6対、および別の例話対2対の計8対から成る質問紙。行為者の異なる例話対では、年齢のちがい3場面、職業のちがい3場面で、いずれも1場面は予見性の低い状況である。2人の行為者は、類似の状況で、同じ行為をし、同じ結果を生じている。他の2場面は、状況の予見性の異なる場面での2者の行為と結果(同じ)についての例話である。被験者、行為者Aと行為者Bの例話の後に、Aの方がより責任がある、Bの方がより責任がある、2人とも同じだけ責任がある(または2人とも責任がない)、の選択肢から1つ選択し、その理由を書くようにもとめられる。

手続：責任ということばの意味について説明した後、実験者が一場面(例話対)ごとに読みあげ、判断、理由を記入させた。理由は、できるだけ詳しく書くように指示した。実験はクラスごとに、集団的に実施された。

結果

行為者のちがいに関する6場面の責任の判断をTABLE 6に示した。状況の予見性いかんによらず、年長者の方

が年少者よりも、専門家の方が一般よりも、より責任あると判断されているが、その差は予見性の高い状況の方が大きい。判断理由を、行為者のちがいに言及したものと状況のちがいに言及したもの(例、「売りものをこわした」「公園の前でスピードを出した」)とに分け、前者をさらに、行為者の判断力や知識、予見能力に帰している反応と単に立場に帰している反応(例、「おとなだから」)とに分け、TABLE 7に示した。予見性の高い状況では、行為者のちがいが理由に挙げられることが多く、特に年齢の上の行為者については、予見力、判断力のちがいが挙げられる。また、学年が上がるほど、予見性の理由を多く挙げている。一方、専門性のちがいに關しては、医者では判断力が理由とされることが、大学生で多くなるものの、警官については、判断力、予見力は理由とされない。むしろ、「おまわりさんなのにスピードを出した」とか「医者なのにまちがえた」というような、役割・立場を理由とする反応が多かった。状況の予見性が低い場合は、判断の理由に予見性が挙げられることはなく、状況のち

TABLE 6 対比較による責任の判断

(より責任があるとした反応)

予見性		L			L		
学年(N)	行為者	おとな	小学生	どちら も同じ	警官	一般	どちら も同じ
4年 (35)	人数 (%)	7 (20)	0 (0)	28 (80)	3 (9)	0 (0)	31 (91)
6年 (41)	人数 (%)	11 (27)	0 (0)	30 (73)	5 (12)	1 (2)	35 (85)
大学生 (39)	人数 (%)	10 (26)	0 (0)	29 (74)	13 (33)	0 (0)	26 (67)

予見性		H			H		
学年(N)	行為者	小学生	幼児	どちら も同じ	おとな	小学生	どちら も同じ
4年 (35)	人数 (%)	17 (49)	2 (6)	16 (46)	5 (14)	2 (6)	28 (80)
6年 (41)	人数 (%)	31 (76)	3 (7)	7 (17)	20 (49)	1 (2)	20 (49)
大学生 (39)	人数 (%)	20 (51)	2 (5)	17 (44)	27 (69)	0 (0)	12 (31)

予見性		H			H		
学年(N)	行為者	警官	一般	どちら も同じ	医者	一般	どちら も同じ
4年 (35)	人数 (%)	7 (20)	8 (23)	20 (57)	17 (49)	4 (11)	14 (40)
6年 (41)	人数 (%)	13 (32)	5 (12)	23 (56)	24 (59)	3 (7)	14 (34)
大学生 (39)	人数 (%)	12 (31)	3 (8)	24 (62)	31 (79)	0 (0)	8 (21)

TABLE 7 責任判断の理由 (数値は人数)

予見性	行為者	より責任ありとされた行為者	判断理由	4年	6年	大学生
L	年齢	おとな (vs. 小学生)	行為者 (おとなだから)	0	5	5
			状況	7	6	5
L	専門性	警官	行為者 (おまわりさんだから)	1	2	2
			状況 (勤務中だから)	2	3	11
H	年齢	おとな	行為者 (予見力, 判断力)	1	14	19
			行為者 (おとなだから)	1	3	6
H	年齢	小学生	状況	3	3	2
			状況	2	1	0
H	年齢	小学生	行為者 (予見力, 判断力)	9	29	20
			行為者 (年上だから)	2	0	0
H	専門性	警官	状況	6	2	0
			状況	2	3	2
H	専門性	警官	行為者 (おまわりさんなのに)	5	11	9
			状況	2	2	3
H	専門性	一般	状況	8	5	3
			状況	3	5	12
H	専門性	医者	行為者 (知識, 予見力, 判断力)	13	19	19
			行為者 (医者なのに)	1	0	0
H	専門性	一般	状況	3	2	0
			状況	1	1	0

が、役割が理由とされた。これらの結果から、ある程度結果が予見しうる状況では、同じ行為により同じ結果を生じた場合、行為者の予見能力が推測され、それによって責任の判断がなされること、そのような判断は、年少児ではなされないが、年齢が上がるほど多くなされるといえる。しかし、専門性に関しては、職業人としての立場から考えられる事の方が多く、その方面での経験の豊かさなどによる予見能力のちがいは、職業の種類によって、期待されたり、されなかったりするようである。

討 論

本研究では、責任の判断における、予見性の手がかりの発達的变化を2つの方法により検討し、次のような事が明らかになった。

1. 責任の判断では、結果が予見できたか否かということ(予見性)が、判断の重要な手がかりとされる。
2. 予見性の中でも、状況や行為のちがいによる予見性のちがいは、小学2年生で既に認知され、判断の手がかりとされる。
3. 同行為により同一の結果を生じた場合でも、行為

者の予見能力が推測され、それによって判断されることがある。この行為者の予見性は、6年生では成人と同様に使われる。しかし、行為者の予見性の差が推測しやすい場合には2年生でも、判断の手がかりとされる。

4. 行為者の職業のちがいは、その職種によっては、予見力のちがいが推測されるが、その社会的役割への期待にもとづいて判断される事も多い。

以上の結果にもとづき、責任の判断にかかわる心理的過程について考察しよう。

意図を責任の判断の際の中心的な要因と考える点では、HeiderもPiagetも同じである。本研究においては、非意図的に生じた結果の責任について判断を求めた。したがって、「責任は同じ」とする判断も多かった。理由は、「結果、やった事は同じ」と「わざとでない」の両方がみられたが、予見性の低い場面では、意図を理由に挙げる方が多かった。

一方、能力も行為の人称的(personal)要因であるが、意図や努力ほどきびしい責任は問われないとHeiderは予測している。本研究でも、状況自体が誰にとっても予測しにくい場面では、責任の評価も低く、行為者による判断のちがいも、予見能力の差から考えられる事は少なかった。「注意深く行動したとしても、予測できない」のなら、仕方ないとされるのであろう。しかし、状況がある程度予測可能な事態では、「予測できたのに、注意しなかった事」に責任を問われる。その時、予測できたかどうかは、行為者がどんな人かということから、その能力が推測され、それによって責任の判断がなされるようだ。この時、行為者の能力の差が明白であれば、年少児でも、それをもとに判断する。本研究が用いた、刺激人物の幼児と小学生のちがいは、年齢の差としては大きくないが、文字を習っているかどうかという外示的なちがいが、注意書きを理解する力、結果を予測する力の差をとらえ易くしたと考えられる。これに対し、風のために自転車に倒れるという事は日常よく経験することであるが、このような事の起こる可能性、その結果としてガラスの割れる可能性を予測する力の差は、字が読めるか

どうか(学校に行っているかどうか)よりも明白でないため、低学年では考慮できなかったのであろう。

これらの事から、他者の行為の判断に当たって、人は先ずその人の意図を問題にする。そして、意図が認められなかった場合、状況がどれだけ偶発的かどうか、状況の予見性を考慮する。状況が誰にとっても予見できないものでないと判断した時、それぞれの行為者にとって、どのくらい予見できたかが推測され、責任の帰属がなされるのではないだろうか。その時、判断する者にとって、行為者の予見能力のちがいが推測できる場合とできない場合がある。2年生では、場面によって、行為者の予見性を手がかりとしていないのは、判断者自身が、ちがいを推測できなかったためであろう。この点に関して、状況の予見性の方から検討してみる。Heider のレベルを検討した先行研究をみると、Harris, B. (1977)では、予見性(状況の)が低学年では判断の手がかりとされていないのに対し、Fincham, F. et al. (1979)では、6年生以上で、木下(1982)では、2年生から、予見性の有無によって判断が異なっている。これらの結果のちがいは、単に予見性を手がかりとするかどうかという事ではなく、それぞれの研究で示された予見性の手がかりが、判断者である子どもにとっても、結果を予測しうる手がかりとなり得たかどうかということによるであろう。本研究でも示された通り、予見性は状況によっていろいろと異なってくるもので、そのちがいは2年生でも認知し、判断の手がかりとされた。

ところで、責任の判断において、人はまた別の手がかりも用いているようである。同じ成人が行為者の場合、ある領域の専門家にとっては、その専門にかかわる判断力、予見力を帰属することもみられた。しかし、職業人に対しては、その領域に関する経験の豊かさよりも、その役割に対する期待された行動規範があり、そこから判断される事もあるようである。その場合、専門性とは関係ない場面でも、他の人より高い責任が問われたりする。ここでは、「警官を交通事故に関する情報の豊かな人」と仮定し、刺激人物としたが、それと関係のない場面で、状況の予見性も低いにもかかわらず、警官は一般(会社員)よりも、高い予見性と責任を問われた。これは「公園のベンチに坐ったら、こわれた」という場面だったため、公共物の番人としての役割が強調されたのかもしれない。この点に関して、状況が全く偶発的で、予見できない場面、例えば、「窓からボールが飛びこんで来て、花びんに当り、花びんがこわれた」というような場合には、職業人とかおとなということとは考慮されないのではないかと思われる。

警官が軽い交通事故を起こした事に関しては、「おまわりさんなのにならした」という反応が多かった。「～なのに」という理由には、役割への期待、予見能力など種々の意味が含まれていて、何を言及したいのか明らかでないが、ある役割・立場に対する総合的期待があり、それに反した事に責任を帰属しているのであろう。この事は、医者や一般のおとな(子どもに対比して)に対しても、みられた。この様な期待には専門性とかかかわっているもの(例えば、警官の交通事故は他より責任が問われるが、薬の間違いは許され易い)と専門性とかかわりなく模範として期待されるもの(例えば、教育者の交通事故が他よりも特別に報道されるなど)があるのではないだろうか。この様に、人は、それぞれの職業人に、ある特定の職業倫理を課し、それに従って判断するということがあるようだが、この点に関しては、今後、検討していく事が必要であろう。

以上の事を考えると、責任の判断は、事象の偶然性・生起可能性(probability)の認知、他者の能力の推測、社会的役割の認知などが総合された複雑な認知的過程といえる。また、責任という概念も、因果性(causality)、道徳性、贖罪性などの意味を含み、どの側面を強調して問うかによって、年長者では用いる手がかりが異なってくることも明らかにされている(Harris, B. 1977, 木下 1982, Fincham, F. et al. 1979)。責任の判断の発達的研究はこれまで余りなされていないが、私たちが他の人を認知していくしかたを明らかにしていく上でも、有効な方向であると思われる。

引用文献

- Fincham, F., & Jaspars, J. 1979 Attribution of responsibility to the self and other in children and adults. *Journal of Personality and Social Psychology*, 37, 1589—1602.
- Gutkin, D.C. 1972 The effect of systematic story changes on intentionality in children's moral judgment. *Child Development*, 43, 189—195.
- Harris, B. 1977 Developmental differences in the attribution of responsibility. *Developmental Psychology*, 13, 257—265.
- 波多野諠余夫・伊藤恭子 1967 道徳的判断における手がかり基準性の発達 日本教育心理学会第9回総会発表論文集 56—57.
- Heider, F. 1958 The psychology of interpersonal relations. New York: Wiley.
- 木下芳子 1979 児童の善悪判断における対人的手がかりの使用 埼玉大学紀要(教育学部・教育科学I)

28, 1—9.

木下芳子 1982 責任の帰属における予見性手がかりの使用 埼玉大学紀要（教育学部・教育科学 Ⅱ）31, 37—44.

Piaget, J. 1932 *The moral judgment of the child.* New York: Harcourt, Brace.

Shaw, M. E., & Sulzer, J.L. 1964 An empirical test of Heider's levels of attribution of respon-

sibility. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, 69, 39—46.

<付 記>

この研究をすすめるにあたり、大田区立六郷小学校、六郷南小学校、鎌倉市立鎌倉第一小学校の先生方の御協力を頂いた。厚くお礼を申し上げます。

(1987年3月9日受稿)